

経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議の開催について

令和4年6月17日
内閣総理大臣決裁
一部改定 令和5年4月24日
一部改定 令和6年6月13日

1. 趣旨

「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」（令和4年6月17日内閣総理大臣決裁）に基づき、「研究開発ビジョン」や研究開発制度の運用及び評価の指針等の検討を行うため、「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」（以下「プログラム会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）プログラム会議は、経済安全保障を担当する国务大臣及び内閣府特命担当大臣（科学技術政策）の下に開催する。
- （2）プログラム会議は、科学技術・イノベーション、経済安全保障等に関する学識経験者等（以下「有識者」という。）並びに内閣官房、内閣府、文部科学省及び経済産業省で構成するほか、オブザーバーの参加を得るものとし、プログラム会議の構成は別紙のとおりとする。
- （3）プログラム会議の座長は、有識者の中から互選により決定する。
- （4）座長は、必要があると認めるときは、関係者及び学識経験者等に出席を求めることができる。

3. その他

- （1）プログラム会議の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣府及び内閣官房において処理する。
- （2）前項に定めるもののほか、プログラム会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」構成

(敬称略)

(有識者)

青木 節子	慶応義塾大学大学院法務研究科 教授
上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議議員 (常勤)
佐藤 丙午	拓殖大学教授、同・海外事情研究所所長
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
松本 洋一郎	外務大臣科学技術顧問、東京大学名誉教授
山岡 建夫	SJAC (日本航空宇宙工業会) 常務理事

(関係府省構成員)

内閣官房内閣審議官 (国家安全保障局)
内閣府政策統括官 (経済安全保障担当)
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局事務局長
文部科学省科学技術・学術政策局長
経済産業省大臣官房首席経済安全保障政策統括調整官

(オブザーバー)

関係府省 (内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、内閣府宇宙開発戦略推進事務局、内閣府総合海洋政策推進事務局、警察庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、海上保安庁、防衛省等) の職員で座長の指定する官職にある者のほか、座長が指定する者。